

地方公共団体名	尾道市（広島県）	担当部署	市民生活部環境政策課
実施段階	調達方針策定段階	取組内容	調達方針の策定

尾道市では、基本的な考え方、適用範囲、品目選定及び目標設定を規定しつつ、当該年度の調達品目及び調達目標を設定するとともに、実績把握及びその公表までを規定したグリーン購入法の規定に基づいて標準的な調達方針（「尾道市グリーン購入指針」）を定めています。

尾道市グリーン購入指針

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題の多くは、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済構造に根ざしており、その解決には、社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。

国の機関等においては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）」の施行に伴い、既に平成 13 年 4 月から物品等の調達にあたっての環境負荷低減への取組が義務づけられたところであるが、本市においても、「グリーン購入指針」（以下、「指針」という。）を定め、すべての組織において、環境への負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務の調達を推進するものである。

1 基本的な考え方

原材料、部品、製品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達にあたっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、環境保全の観点も考慮事項とする（以下、この取組を「グリーン購入」という。）。

(1) 総量抑制

グリーン購入にあたっては、調達総量をできるだけ抑制するよう物品等の合理的な使用等に努めることとし、グリーン購入法第 11 条の規定を念頭におき、グリーン購入を理由として調達総量が増加することがないように配慮する。

(2) 調達の判断方針

物品等の調達にあたっては、資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減について考慮する。

資源・エネルギー	資源やエネルギーの消費が少ないこと。
持続可能な方法	資源を持続可能な方法で採取し、有効利用していること。
長期間使用	長期間の使用ができること。
再使用	再使用が可能であること。
再生利用	再生利用が可能であること。
再生素材等	再生された素材や再使用された部品を多く利用していること。
廃棄	廃棄されるときに、処理や処分が容易なこと。

(3) 使用・廃棄

調達された物品等については、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。

2 指針の適用範囲

本指針に従い、すべての組織においてグリーン購入を推進するものとする。

3 特定調達品目の選定及び目標の設定

重点的にグリーン購入を推進すべきものとして調達目標を定める品目（以下、「特定調達品目」という。）及び分野ごとの調達目標については、毎年度、予算及び事務・事業の予定を勘案して定めるものとする。

4 平成26年度特定調達品目、環境物品等及び調達目標

(1) 特定調達品目

グリーン購入の対象とする特定調達品目は、財務課において作成する「尾道市グリーン購入基準」のとおりとする。

(2) 環境物品等

特定調達品目のうち、「尾道市グリーン購入基準」の判断基準を満たす物品等を「環境物品等」とする。

(3) 調達目標

特定調達品目に関し、環境物品等の調達率の目標を分野ごとに定めた平成26年度調達目標は次のとおりとする。

分野		調達目標
①	紙類	100%(調達金額)
②	文具類	100%(調達金額)
③	事務機器	100%(調達点数) ※リース・レンタル契約を含む。
④	家電製品等	100%(調達台数) ※リース・レンタル契約を含む。
⑤	照明	100%(調達金額)
⑥	自動車	100%(調達台数)* ¹ ※リース・レンタル契約を含む。
⑦	制服・作業服等	100%(調達金額)

5 特定調達品目以外の物品等の場合

購入する物品等が特定調達品目以外の場合にあっても、グリーン購入法及び本指針の趣旨を踏まえ、環境ラベルの有無等を参考にして、環境負荷の低減を考慮して購入するものとする。

6 公表

調達目標及び年度ごとの調達実績については、これを公表する。

平成26年度尾道市グリーン購入基準

※単価契約欄の「○」は、その物品が購入基準を満たすことを示す。

区分	番号	物 品 名	単価契約	購 入 基 準
① 紙類	1	コピー用紙	○	古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を算定式により総合的に評価した、総合評価値80以上
	2	色模造紙	○	古紙パルプ配合
	3	インクジェットカラープリンター用塗工紙		古紙パルプ配合率70%以上
	4	トイレトペーパー	○	古紙パルプ配合率100%
	5	ティッシュペーパー	○	
② 文具類	1	シャープペンシル	○	【事務用品共通】 次の基準に適合すること。
	2	シャープペンシル替芯	○	【基準は容器に適用】
	3	ボールペン(ボールペン、多機能ボールペン等)(詰替え用の芯を除く)	○	【基準】 金属を除く主要材料が、次のいずれかの要件を満たし、かつ、右の要件を満たすこと。
	4	マーキングペン(蛍光ペン、油性・水性マーカー、ホワイトボード用マーカー、筆ペン等)(詰替え用ペン芯を除く)	○	芯が交換可能
	5	鉛筆(色鉛筆を含む)	○	消耗品が交換又は補充可能
	6	スタンプ台	○	①プラスチック: 再生プラスチックをプラスチック重量の40%以上使用
	7	朱肉(補充用朱油を除く)	○	②木質:間伐材、端材等の再生資源又は合法材を使用
	8	印箱		③紙:紙の原料が古紙パルプ配合率50%以上
	9	回転ゴム印	○	【参考】
	10	定規(三角定規、分度器を含む)		【基準は巻紙(スリーブ)又はケースに適用】
	11	消しゴム	○	購入時は、エコマークの認定製品又はグリーン購入法の適合製品であるかを確認すること。
	12	ステープラー(ホッチキス)(針を用いない方式を含む)	○	
	13	ステープラー針リムーバー(ホッチキス針はずし)		廃棄時に分離・分別が容易に行えるよう工夫されていること。
	14	連射式クリップ(本体)(ガチャック等)		再生プラスチック70%以上 ^{*1}
	15	事務用修正具(テープ)(交換用テープカートリッジを除く)	○	再生プラスチック70%以上 ^{*1} 消耗品が交換可能
	16	事務用修正具(液状)	○	【基準は容器に適用】
	17	クラフトテープ(紙製)	○	(テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上 ^{*2} 粘着剤が水分又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。
	18	布粘着テープ	○	(テープ基材)再生プラスチック40%以上
	19	両面紙粘着テープ	○	(テープ基材)古紙パルプ配合率40%以上 ^{*2}
	20	製本テープ	○	【基準はテープ基材に適用】
	21	ブックスタンド		プラスチックの場合、再生プラスチック70%以上 ^{*1}



※尾道市提供の資料を掲載しています。

URL : <http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/www/info/detail.jsp?id=6195>